

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合は、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、調達案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない契約先については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

（1）公表対象となる契約先

次の①及び②のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（以下「役員経験者」という。）が再就職していること又は当機構において課長相当職以上の職を経験した者（以下「課長相当職以上経験者」という。）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
※ ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約及び光熱水費の支出に係る契約等は公表対象外

（2）公表する情報

上記（1）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次の情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（以下「当機構OB」という。）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 契約先の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報等

上記（1）に該当する契約先においては、当機構に次の情報及び直近の事業年度の財務諸表を提供していただきます。

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、氏名、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）